

事務連絡
令和6年12月5日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省医政局歯科保健課

医療機関への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（光熱費等）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定。以下「経済対策」という。）においては、「重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）の推奨事業メニューについて、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、エネルギー価格や食料品価格等の高騰に対する支援を継続するため、本交付金の追加を行う旨が盛り込まれました。（別添ご参照）

また、経済対策においては、光熱費等の物価高対策として本交付金による医療機関への活用について明示されており、厚生労働省としても現下の物価高により厳しい状況にある医療機関に対し、公的価格により価格に転嫁できないことから経済対策を踏まえ本交付金により各自自治体において一定水準を保ちつつ、緊急かつ確実に支援につなげたいと考えております。

このため、各都道府県において、ご対応いただきたい優良な活用事例として、下記のとおりお示ししますので、市町村等ともご協力いただきつつ、支援事業の可能な限り早期の予算化に向けて手続き等ご対応を検討いただきますようお願い申し上げます。

今後、本交付金の積増し分を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただき予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。フォローアップの結果につきましては共有させていただき予定であり、そちらもご参照・ご活用いただきたいと思っております。

本事業の詳細については検討中であるとともに、令和6年度補正予算案については、今後、国会で審議され、当該事業の内容についても変更の可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

記

○ 医療機関に対する光熱費等高騰への支援事業（対象施設と支援額）について

(1) 以下の表のとおり、令和5年11月の重点支援地方交付金の積増し等を受けて各都道府県が実施した光熱費等高騰への支援事業の補助額の実績をまとめました。具体的な補助額の設定に当たっては、以下の表をご参照いただき、医療機関における光熱費等の高騰状況を適切に反映した額としてご検討いただくようお願いいたします。

	中央値	上位 25%	最大値
病院 ※1	380万円	608万円	2600万円※2
(1病床当たり)	(1.9万円)	(3.04万円)	(13.0万円)
有床診療所 ※1	25万円	35.8万円	130万円※2
(1病床当たり)	(2.5万円)	(3.58万円)	(13.0万円)
無床診療所 (歯科診療所を含む)	6.8万円	10万円	24万円

※1 病院については200床規模で各都道府県の単価より試算したものの。

有床診療所については10床規模で各都道府県の単価より試算したものの。

※2 光熱費以外に診療材料費、消耗品費等への支援を含んでいます。

※3 支援策の検討に当たっては、例えば、医療機能に応じた加算や特別高圧受電契約である医療機関への加算、光熱費以外に高騰を受けている経費（委託費等）への支援、歯科技工所や訪問看護ステーション等への措置など、地域の実情に応じた内容となるようご検討をお願いします。

※4 参考までに、上記の補助額の実績を、一月あたりの補助額に推計した実績についても以下の表の通りお示ししますので、ご活用下さい。

	中央値	上位 25%	最大値
病院 ※1	55.4万円	67.3万円	1300万円※2
(1病床当たり)	(2.77千円)	(3.365千円)	(6.5万円)
有床診療所 ※1	3.3万円	5万円	65万円※2
(1病床当たり)	(3.3千円)	(5千円)	(6.5千円)
無床診療所 (歯科診療所を含む)	0.8万円	1.7万円	10万円

(2) 以下のとおり、優良な活用事例をお示しします。

自治体A 病院・有床診療所：50万+3万/床（300床以上は100万+3万/床）、
無床診療所：20万、歯科技工所10万、施術所5万

自治体B 病院 (200 床以上) : 70 万+6 万/床 (200 床未満は 50 万+4.5 万/床、
100 床未満は 35 万+3.5 万/床)、有床診療所 : 25 万+2.5 万/床、
無床診療所 : 20 万、歯科技工所・助産所・薬局 : 7 万

自治体C 特別高圧契約施設 : 5 万/床
特別高圧契約以外の施設 : 病院 2.35 万/床、有床診療所 5 万+1.85
万/床、無床診療所・助産所 : 5 万、施術所 3 万

<本件問い合わせ先>

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話 : 03-5253-1111 内線 2672、2620、2609

事務連絡
令和6年11月29日

各都道府県

財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

御中

内閣府地方創生推進室
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ令和6年度補正予算（第1号）案の閣議決定を踏まえた
「重点支援地方交付金」の取扱い等について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）については、「重点支援地方交付金」の追加について」（令和6年11月22日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（以下「経済対策」という。）」（令和6年11月22日閣議決定）に、①低所得世帯支援枠について給付金の支援を行うとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれたことを踏まえ、本日閣議決定された令和6年度補正予算（第1号）案において、1兆908億円（低所得世帯支援枠：4,908億円、推奨事業メニュー分：6,000億円）が追加計上されました。

今般の措置の概要は別添1のとおりです。また、重点支援地方交付金に関する現時点の暫定的な取扱いについて、下記のとおり整理しました。なお、これらは、今後の国会で補正予算が成立することが条件となり、現時点で成立を予断するものではありませんが、地方公共団体における可能な限り早期の予算化に向けた検討を進めていただくため、参考としてお示しするものです。国会において補正予算が成立した場合には、改正後の制度要綱や交付限度額、手続き等については後日改めて通知します。

地方公共団体におかれましては、上記を踏まえ、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り早期の予算化に向けた検討を引き続き進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 重点支援地方交付金の取扱いについて

これまで、重点支援地方交付金については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市町村

で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いいたします。

2. 重点支援地方交付金の対象について

(1) 交付対象事業

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免も可能です。）

具体的には、以下の①から⑧までに掲げる地方単独事業等を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LP ガスを含む）や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLP ガス・灯油使用世帯への給付などの支援

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

<事業者支援>

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免も交付対象とします。

※①・②等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、③については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑥については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和6年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別添1のとおり見直しています。

- ・地方公共団体の令和6年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業

ただし、重点支援地方交付金の予算のうち令和6年度補正予算（第1号）案に追加計上された4,908億円については、特に物価高の影響を受ける低所得者の方々の生活を守るために措置されていることから、当該予算の交付対象事業は、以下の要件を付

すこととします。

【低所得世帯に対する支援】

物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業を交付対象とします。具体的には、低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）が該当します。

具体的には、以下の①及び②の標準事業を実施することを原則とします。

（標準事業）

①住民税非課税となる世帯への給付

- 令和6年度における個人住民税均等割非課税世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）に対し、1世帯当たり3万円を支給。

②こども加算

- 住民税非課税世帯への給付の加算として、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の児童1人当たり2万円を支給。

なお、今般の経済対策において低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯への支援の算定対象となる住民税非課税世帯については、国会における補正予算の成立を前提としておりますが、国が指定する基準日（本年12月中を目途）に住民登録のある世帯とし、扶養親族等のみで構成される世帯を除くこととする方向で検討しておりますのでご留意ください。

（2）重点支援地方交付金に係る対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、これまでの取扱いと特段の変更はなく、以下のとおりです。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

物価高騰への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用

⑤ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

- ① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること
- ② 対象事業は、以下に該当するものであること
 - イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業
 - ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当すると認められるもの
- ③ 令和6年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和11年度末*まで、②ロに該当する事業の財源とする基金については令和8年度末*までに廃止するものであること
 - ※ 令和6年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いいたします。

3. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

「重点支援地方交付金」の追加について」（令和6年11月22日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、各府省庁において、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が速やかに提供されますので、推奨事業メニューを活用した支援の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にいただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いいたします。

なお、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）の追加配分に係る交付限度額は、令和5年度一般会計補正予算（第1号）における令和5年11月29日限度額通知に係る交付限度額は下回らない見込みです。各自治体別の交付限度額については補正予算の成立後に正式に通知いたしますが、都道府県及び市町村におかれましては、早期執行の趣旨を十分ご理解の上、推奨事業メニューを活用した支援の検討を進めていただくようお願いいたします。

4. 給付支援サービスの導入について

「重点支援地方交付金」の追加について」（令和6年11月22日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、デジタル庁では、これまでも住民・自治体双方において、給付の申請から給付までのプロセスが一气通貫でデジタル完結することで、迅速かつ効率的な給付が可能となるような給付支援サービスの提供を行ってきたところですが、今般の給付事

務においても実施し、本サービスについては、希望自治体の導入が可能となります。

また、本サービスの普及を図るため、今回も重点支援地方交付金に「給付支援サービス活用枠」を設け、過去の導入実績に応じて本サービスの導入・利用される自治体に対して支援する見込みです。【別添2，3】

詳細については追って連絡します。

※下線部分はこれまでの扱いからの変更箇所

<関係資料一覧>

別添1 重点支援地方交付金の追加

別添2 給付支援サービス説明資料

別添3 【給付支援サービス】サービス料金試算表

※LGWAN 接続端末からのダウンロード

給付支援サービス関連情報 - LGWAN ポータルサイト 掲示板

以上

【問合せ先】

(制度の内容・予算執行に関する内容について)

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

(デジタルの積極活用に関する内容について)

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

給付支援サービス担当

<https://forms.office.com/r/bPhKWkrJWE>

重点支援地方交付金の追加

令和6年度補正予算案

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 1兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 0.5兆円、②推奨事業メニュー 0.6兆円)
 - ※ この他、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金(0.6兆円)を措置。
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
 - ② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援) <ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 	(事業者支援) <ul style="list-style-type: none"> ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
 - 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯は子ども1人あたり2万円を加算
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

重点支援地方交付金

追加額1.1兆円(Ⅰ及びⅡの合計)

Ⅰ.低所得世帯支援枠(0.5兆円)

- ・ 低所得世帯の食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響のうち賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーできる水準として、住民税非課税世帯一世帯当たり3万円を目安として給付。
- ・ 住民税非課税世帯のうち、子育て世帯については世帯人数が多いことを考慮して、子ども一人当たり2万円を加算措置。

Ⅱ.推奨事業メニュー(0.6兆円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能。また、地方公共団体における水道料金の減免にも活用可能。